

# 川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱

(平成9年3月31日8川水業業第178号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）第38条の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の納入義務者が口座振替の方法により、納入する場合の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取りまとめ店)

第2条 公金取扱金融機関における収納事務の総括を行うものとして、取りまとめ店を別表のとおり定めるものとする。

2 取りまとめ店は、原則として川崎市内に所在地を有するものとする。

(申込手続)

第3条 公金取扱金融機関は、納入義務者が水道料金等を口座振替の方法により納入したい旨の申し出又は解約の申し出を行うため、川崎市水道料金等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（第1号様式A）を提出したときは、記入事項等を確認の上、受付をし、川崎市水道料金等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）（第1号様式C）を納入義務者に引き渡すとともに、川崎市水道料金等口座振替依頼書（自動払込受付通知書）（第1号様式B）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に送付するものとする。

2 公金取扱金融機関は、納入義務者から公金取扱金融機関所定の口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の提出を受けたときは、前項の規定を準用する。

3 公金取扱金融機関は、納入義務者から前2項の手続きを行った口座について内容の変更の申し出を受け付けたときは、新規の申込みとみなし、前2項に基づいて取扱うものとする。

(振替開始月)

第4条 口座振替の申込月と振替開始月は、原則として次のとおりとする。

申込月	振 替 開 始 月		
	隔 月 制		毎月制
	奇数月検針の場合	偶数月検針の場合	
1月	4月から(2、3月分)	5月から(3、4月分)	4月から
2月	6月から(4、5月分)	〃	5月 〃
3月	〃	7月から(5、6月分)	6月 〃
4月	8月から(6、7月分)	〃	7月 〃
5月	〃	9月から(7、8月分)	8月 〃
6月	10月から(8、9月分)	〃	9月 〃
7月	〃	11月から(9、10月分)	10月 〃
8月	12月から(10、11月分)	〃	11月 〃
9月	〃	翌年1月から(11、12月分)	12月 〃
10月	翌年2月から(12、1月分)	〃	翌年1月 〃
11月	〃	翌年3月から(1、2月分)	2月 〃
12月	翌年4月から(2、3月分)	〃	3月 〃

(振替日等)

第5条 口座振替の振替日(以下「振替日」という。)は、水道料金等の調定月の翌月の11日及び28日とする。ただし、当該日が公金取扱金融機関の休業日であるときは、翌営業日とする。

2 前項の振替日のうち28日は、当該日の属する月の11日の振替日において残高不足により振替を行うことが不能となった水道料金等(以下「振替不能水道料金等」という。)について再度の振替を行うものとする。ただし、

振替不能水道料金等のうち管理者が別に定めるものについては、この限りでない。

3 管理者は、28日に水道料金等の振替を行う納入義務者に対して、水道料金等口座再振替のお知らせ（第4号様式）を送付するものとする。

（振替停止依頼）

第6条 管理者は、振替を停止する必要がある場合は、公金取扱金融機関にその旨通知するものとする。

（請求方法）

第7条 管理者は、振替日の5営業日前までに公金取扱金融機関の取りまとめ店に対して、請求明細の内容を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に口座振替連絡票（内訳書）（第5号様式）を添付したものを送付することにより、又は請求明細の電子データを口座振替データ伝送サービス（地方公共団体間を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）、インターネット等の通信回線を利用した口座振替データの伝送等のサービスをいい、以下「伝送サービス」という。）を利用して送信することにより、振替の一括請求を行う。ただし、電磁的記録媒体又は伝送サービスを取り扱わない公金取扱金融機関については、水道料金等口座振替依頼書（第6号様式）を送付するものとする。

（取扱手続）

第8条 公金取扱金融機関は、前条に規定する管理者からの請求に基づき、振替日に水道料金等を納入義務者の預金口座から払い出し、取りまとめ店の管理者の預金口座へ払い込むものとする。ただし、ゆうちょ銀行によるものは、管理者の指定する振替口座へ払い込むものとする。

2 公金取扱金融機関は、前条に規定する管理者からの請求が、電磁的記録媒体により行われた場合にあっては、振替結果を電磁的記録媒体に記録し、取りまとめ店を経由して管理者に返戻するものとし、伝送サービスにより行われた場合にあっては、振替結果の電子データを、伝送サービスを利用して管理者に送信するものとする。ただし、電磁的記録媒体又は伝送サービスを取り扱わない公金取扱金融機関については、水道料金等口座振替依頼書に振替結果を明記したものを管理者に送付するものとする。

3 管理者は、前項の振替結果に基づき、振替手続の完了した納入義務者に対して水道料金下水道使用料口座振替済みのお知らせ（第9号様式又は第10号様式）を通知するものとする。

（振替及び入金通知義務）

第9条 公金取扱金融機関の取りまとめ店は、振替手続が完了したときは、管理者の口座への払込金額を納入済通知書（第11号様式）により管理者に通知するものとする。

2 前項の通知は、振替日後2営業日以内に行うものとする。

（取扱手数料）

第10条 管理者は、第8条第1項及び第2項に規定する収納事務に係る取扱手数料について、6か月分（支払時期3月及び9月）を一括して支払うものとする。ただし、ゆうちょ銀行については、1か月分を一括して支払うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 この要綱の施行と同時に銀行口座振替による川崎市水道料金等の収納事務

取扱要綱（昭和44年10月20日44川水総業第101号）は、廃止する。

附 則（平成9年10月1日9川水業業第80号）

この改正要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成9年11月4日9川水業業第88号）

この改正要綱は、平成9年11月4日から施行する。

附 則（平成10年11月16日10川水業業第93号）

この改正要綱は、平成10年11月16日から施行する。

附 則（平成11年1月22日10川水業業第114号）

この改正要綱は、平成11年1月22日から施行する。

附 則（平成11年11月1日11川水業業第109号）

この改正要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日11川水業業第146号）

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月11日12川水業業第95号）

この改正要綱は、平成12年8月14日から施行する。

附 則（平成13年1月6日12川水業業第153号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規程により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成13年3月30日13川水業業第195号）

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月8日13川水業業第37号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成13年6月11日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規程により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成13年7月9日13川水業業第69号）

この改正要綱は、平成13年7月16日から施行する。

附 則（平成13年11月6日13川水業業第136号）

この改正要綱は、平成13年11月6日から施行し、平成13年10月9日から適用する。

附 則（平成13年12月3日13川水業業第145号）

この改正要綱は、平成13年12月10日から施行する。

附 則（平成14年1月10日13川水業業第159号）

この改正要綱は、平成14年1月15日から施行する。

附 則（平成14年3月15日13川水業業第219号）

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月26日14川水業業第99号）

この改正要綱は、平成14年9月9日から施行する。

附 則（平成14年10月11日14川水業業第115号）

この改正要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附 則（平成14年10月31日14川水業業第124号）

この改正要綱は、平成14年10月31日から施行し、平成14年6月17日から適用する。

附 則（平成14年12月27日14川水業業第146号）

この改正要綱は、平成14年12月29日から施行する。ただし、別表の改正規定中大和銀行に関する部分は、平成15年1月6日から施行する。

附 則（平成15年2月17日14川水業業第174号）

この改正要綱は、平成15年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中中部銀行に関する部分は、平成15年3月3日から施行する。

附 則（平成15年3月3日14川水業業第186号）

この改正要綱は、平成15年3月12日から施行する。

附 則（平成15年3月13日14川水業業第197号）

この改正要綱は、平成15年3月17日から施行する。

附 則（平成15年3月29日14川水業業第204号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規程により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成15年7月4日15川水業業第98号）

この改正要綱は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成15年8月27日15川水業業第136号）

この改正要綱は、平成15年9月6日から施行する。

附 則（平成15年11月18日15川水業業第199号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成15年11月18日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の要綱の規程により調製した帳票で現に残存するものについては、

当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成16年1月15日15川水業業第204号）

この改正要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附 則（平成16年3月24日15川水業業第250号）

この改正要綱は、平成16年3月24日から施行する。

附 則（平成16年5月21日16川水業業第67号）

この改正要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則（平成17年9月26日17川水業業第180号）

この改正要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日17川水業業第256号）

（施行期日）

1 この改正要綱は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成19年3月29日18川水業業第359号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱第6条の規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。



附 則（平成19年10月1日19川水総営第254号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成19年12月25日19川水総営第332号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9号様式及び第10号様式の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。ただし、別表の改正規定中中央商銀信用組合に関する部分は、平成26年3月10日から、神奈川県歯科医師信用組合に関する部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中東京スター銀行に関する部分は、同年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の川崎市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正の上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

(別表)

川崎市上下水道局出納・収納取扱金融機関一覧表

コード	金融機関名	取りまとめ店	電話番号	所在地
0001	みずほ銀行	370 川崎	211-3311	川崎区砂子2-4-10
0005	三菱UFJ銀行	370 川崎駅前	244-8311	川崎区砂子2-4-13
0009	三井住友銀行	755 川崎	222-7391	川崎区砂子1-8-1
0010	りそな銀行	631 川崎	245-2111	川崎区砂子2-5-11
0128	群馬銀行	266 川崎	533-1131	幸区堀川町580西館10F
0137	きらぼし銀行	068 梶ヶ谷	865-7411	高津区末長1-44-14
0138	横浜銀行	810 川崎	222-5521	川崎区砂子1-1-17
0149	静岡銀行	533 川崎	246-1931	川崎区東田町8
0289	みずほ信託銀行	034 溝ノ口	822-0611	高津区溝口1-4-1
0294	三井住友信託銀行	331 川崎	222-5311	川崎区駅前本町3-1
0525	東日本銀行	504 川崎	355-4321	川崎区京町1-18-8
0530	神奈川銀行	261 川崎	244-7538	川崎区宮本町6
0538	静岡中央銀行	051 川崎	244-7321	川崎区東田町8
1280	横浜信用金庫	024 川崎	522-3161	幸区中幸町4-51-2
1283	川崎信用金庫	001 本店	222-7581	川崎区砂子2-11-1
1310	さわやか信用金庫	019 川崎	366-1234	川崎区渡田1-1-10
1319	芝信用金庫	059 武蔵小杉	733-0166	中原区新丸子町920
1344	城南信用金庫	037 溝ノ口	833-0321	高津区溝口1-14-3
1348	世田谷信用金庫	019 宮崎台	877-4441	宮前区宮崎2-11-20
2277	ハナ信用組合	052 川崎	322-5381	川崎区浜町1-7-1
2304	神奈川県医師信用組合	002 川崎	738-1414	中原区小杉町3-26-7-5F
2306	横浜幸銀信用組合	002 川崎	244-4961	川崎区東田町8
2963	中央労働金庫	322 川崎	244-8331	川崎区東田町5-1
5123	セレサ川崎農協	001 本店	877-2111	宮前区宮崎2-13-38
9900	ゆうちょ銀行	さいたま支店 川崎出張所	222-3043	川崎区榎町1-2

第1号様式A

(表)

川崎市水道料金等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

A票

依頼先	どちらか一方を選択してください。		申込年月日		年 月 日	
	銀行等 <small>(ゆうちょ銀行を除く)</small>	<small>(金融機関名)</small>	<small>(本・支店名)</small>		本店様	
	ゆうちょ銀行	貯金事務センター様				
申込区分	新規	水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込)により納付したいので、裏面約定に基づき次のとおり依頼します。		解約	水道料金・下水道使用料の口座振替(自動払込)納付契約を解約します。	
水道番号						
水道使用場所	住所	〒 川崎市 区 町 丁目 番 号 アパート名				
	使用者	(フリガナ) 電話 - -				
指定	銀行等	金融機関番号	店番号	預金種別	口座番号 <small>番号は右つめで記入してください</small>	
				① 普通 ② 当座		
預貯金口座	ゆうちょ銀行	種目コード	種別コード	通帳記号		通帳番号 <small>番号は右つめで記入してください</small>
		1 6 6 2 2 1		0 の		
貯金者住所	預金者住所	〒 -				
	口座名義	(フリガナ) 電話 - -			お届け印	印
「口座振替済みのお知らせ」を水道使用場所以外へ送付希望の場合は、次へ送付先を御記入ください。						
送付先	〒 氏名 電話 - -					
振替開始予定年月		年 月			金融機関受付日付印	
振替日	検針日の翌月11日及び28日(非営業日の場合翌営業日)。28日は残高不足で同月11日の振替が不能であった場合の再度の振替日					
ゆうちょ銀行 使用欄	払込先口座番号	00290-9-960013			検印	
	払込先加入者名	川崎市上下水道事業管理者				
金融機関 使用欄	(不備返却事由)			印鑑照合	受付印	
	1 預金取引なし					
	2 記載事項等相違 店名・預金種別・口座番号・口座名義					
	3 印鑑相違 4 その他					

(金融機関保管用)

## 第1号様式A

(裏)

### 口座振替約定 (ゆうちょ銀行を除く)

- 1 当方が支払うべき水道料金及び下水道使用料の納入通知書が川崎市上下水道事業管理者から貴金融機関に送付されたときは、当方に通知することなく所定の振替日に当方の指定口座から納入通知書記載の金額を払い出し、川崎市上下水道事業管理者の指定口座に払い込んでください。
- 2 前項の手続については、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず、当座小切手の振出し、又は普通預金通帳及び同払戻請求書の提出をいたしませんから、貴金融機関の所定の方法で処理してください。
- 3 所定振替日に指定預金口座の残高が納入通知書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納入通知書を返却されても異議ありません。
- 4 貴金融機関及び川崎市上下水道事業管理者の都合により、取扱い停止されても異議ありません。
- 5 この取扱いに関して、万一紛議を生じても、貴金融機関には迷惑をかけません。

以 上

\* ゆうちょ銀行を御指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

第1号様式B

川崎市水道料金等口座振替依頼書(自動払込受付通知書)

B票

依頼先	どちらか一方を選択してください。		申込年月日	年	月	日
	銀行等 <small>(ゆうちょ銀行を除く)</small>	<small>(金融機関名)</small>	<small>(本・支店名)</small> 本店様			
	ゆうちょ銀行	貯金事務センター様				
申込区分	新規	水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込)により納付したいので、裏面約定に基づき次のとおり依頼します。		解約	水道料金・下水道使用料の口座振替(自動払込)納付契約を解約します。	
水道番号						
水道使用場所	住所	〒 川崎市 区 町 丁目 番 号 アパート名				
	使用者	(フリガナ) 電話 - -				
指定	銀行等	金融機関番号	店番号	預金種別	口座番号 <small>番号は右づめで記入してください</small>	
				① 普通 ② 当座		
預	ゆうちょ銀行	金融機関コード	通帳記号		通帳番号 <small>番号は右づめで記入してください</small>	
		9900	の 1			
貯金口座	預金者住所	〒 -				
	口座名義	(フリガナ) 電話 - -				
「口座振替済みのお知らせ」を水道使用場所以外へ送付希望の場合は、次へ送付先を御記入ください。						
送付先	〒 氏名 電話 - -					
振替開始予定年月		年 月			金融機関受付日付印	
振替日	検針日の翌月11日及び28日(非営業日の場合翌営業日)。28日は残高不足で同月11日の振替が不能であった場合の再度の振替日					
ゆうちょ銀行 使用欄	払込先口座番号	00290-9-960013				
	払込先加入者名	川崎市上下水道事業管理者				
上下水道局使用欄						
<p>(あて先) 川崎市上下水道事業管理者          水道料金及び下水道使用料について上記のとおり貴口座への口座振替(自動払込)申込を受けましたので通知します。</p>						

(川崎市上下水道局保管用)

第1号様式C

(表)

川崎市水道料金等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

C票

(お客様控)

依頼先	どちらか一方を選択してください。		申込年月日	年	月	日
	銀行等 <small>(ゆうちょ銀行を除く)</small>	<small>(金融機関名)</small>	<small>(本・支店名)</small> 本店様			
	ゆうちょ銀行	貯金事務センター様				
申込区分	新規	水道料金・下水道使用料を口座振替(自動払込)により納付したいので、裏面約定に基づき次のとおり依頼します。	解約	水道料金・下水道使用料の口座振替(自動払込)納付契約を解約します。		
水道番号						
水道使用場所	住所	〒 川崎市 区 町 丁目 番 号				
	使用場所	アパート名				
	使用者	(フリガナ)				
		電話 - -				
指定	銀行等	金融機関番号	店番号	預金種別	口座番号 <small>番号は右つめで記入してください</small>	
				① 普通 ② 当座		
預	ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号 <small>番号は右つめで記入してください</small>		
		1	0			
貯金口座	預金者住所	〒				
	口座名義	(フリガナ)				
		電話 - -				
「口座振替済みのお知らせ」を水道使用場所以外へ送付希望の場合は、次へ送付先を御記入ください。						
送付先	〒		氏名			
			電話 - -			
振替開始予定年月		年 月			金融機関受付日付印	
振替日		検針日の翌月11日及び28日(非営業日の場合翌営業日)。28日は残高不足で同月11日の振替が不能であった場合の再度の振替日				
ゆうちょ銀行 使用欄	払込先口座番号	00290-9-960013				
	払込先加入者名	川崎市上下水道事業管理者				
注 1 振替開始予定年月と振替日については裏面を御参照ください。						
注 2 振替済みのお知らせについては、振替後翌月の検針用「使用水量のお知らせ」に記載又は別途送付します。						

(お客様控)



# 第1号様式C

(裏)

## 口座振替約定 (ゆうちょ銀行を除く)

- 1 当方が支払うべき水道料金及び下水道使用料の納入通知書が川崎市上下水道事業管理者から貴金融機関に送付されたときは、当方に通知することなく所定の振替日に当方の指定口座から納入通知書記載の金額を払い出し、川崎市上下水道事業管理者の指定口座に払い込んでください。
- 2 前項の手続については、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず、当座小切手の振出し、又は普通預金通帳及び同払戻請求書の提出をいたしませんから、貴金融機関の所定の方法で処理してください。
- 3 所定振替日に指定預金口座の残高が納入通知書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納入通知書を返却されても異議ありません。
- 4 貴金融機関及び川崎市上下水道事業管理者の都合により、取扱い停止されても異議ありません。
- 5 この取扱いに関して、万一紛議を生じても、貴金融機関には迷惑をかけません。

以上

\* ゆうちょ銀行を御指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

口座振替の申込月と開始月の関係は、原則として、次のとおりとします。

申込月	振 替 開 始 月		
	隔 月 制		毎 月 制
	奇数月検針の場合	偶数月検針の場合	
1月	4月から (2月～3月分)	5月から (3月～4月分)	4月から
2月	6月から (4月～5月分)	5月から (3月～4月分)	5月から
3月	6月から (4月～5月分)	7月から (5月～6月分)	6月から
4月	8月から (6月～7月分)	7月から (5月～6月分)	7月から
5月	8月から (6月～7月分)	9月から (7月～8月分)	8月から
6月	10月から (8月～9月分)	9月から (7月～8月分)	9月から
7月	10月から (8月～9月分)	11月から (9月～10月分)	10月から
8月	12月から (10月～11月分)	11月から (9月～10月分)	11月から
9月	12月から (10月～11月分)	翌年1月から (11月～12月分)	12月から
10月	翌年2月から (12月～1月分)	翌年1月から (11月～12月分)	翌年1月から
11月	翌年2月から (12月～1月分)	翌年3月から (1月～2月分)	翌年2月から
12月	翌年4月から (2月～3月分)	翌年3月から (1月～2月分)	翌年3月から

振替日は、検針した月の翌月11日及び28日です。振替日となる11日又は28日が金融機関の休業日に当たる場合は、その日以後最初に迎える営業日となります。  
なお、28日は残高不足で同月11日の振替が不能であった場合の再度の振替日となります。  
(ただし、一部に再度の振替が出来ない場合もありますので、御了承ください。)

第 2 号様式 削除

第 3 号様式 削除

第 4 号様式

<p style="text-align: center;">〒 〇 〇 〇 〇 〇</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><p>料金後納 郵便</p></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>水道料金 口座振替請求のお知らせ 下水道使用料</p></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 200px; margin: 10px 0;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 200px; margin: 10px 0;"></div>	<p style="text-align: center;"><b>水道料金等口座再振替のお知らせ</b></p> <p>次の水道料金等を、御指定の金融機関に請求させていただきましたが、 残高不足のため振替できませんでした。 つきましては、再度請求させていただきますので、次の再振替予定日 の前日までにお入金いただきますようお願いいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"><p>再振替予定日      年 月 日</p><p style="font-size: small;">当初振替日      年 月 日</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>使用者</p><p>使用場所</p></div> <p style="font-size: small;">※指定の金融機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%;">水道番号</td><td style="width: 30%;"></td><td style="width: 30%;"></td></tr><tr><td>金融機関名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>本支店名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>口座種別</td><td></td><td>口座番号</td></tr></table> <p>右記載の振替金額を御指定の口座から振替させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行 川崎市上下水道事業管理者</p>	水道番号			金融機関名			本支店名			口座種別		口座番号	<p style="text-align: center;">—お知らせ—</p>  <p><b>【定例分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">口座振替日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td></tr><tr><td>使用期間</td><td style="text-align: center;">年 月 分</td><td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>内訳</td><td style="text-align: center;">使用水量/排出汚水量</td><td style="text-align: center;">料金/使用料</td></tr><tr><td>水道</td><td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td><td style="text-align: center;">( 円 )</td></tr><tr><td>下水道</td><td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td><td style="text-align: center;">( 円 )</td></tr><tr><td><b>振替金額</b></td><td style="text-align: center;"><b>円</b></td><td style="text-align: center;"><b>( 円 )</b></td></tr></table> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">※( )内は、3%消費税等相当額です。</p> <p><b>【精算分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%;">口座振替日</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td></tr><tr><td>使用期間</td><td style="text-align: center;">年 月 分</td><td style="text-align: center;">年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>内訳</td><td style="text-align: center;">使用水量/排出汚水量</td><td style="text-align: center;">料金/使用料</td></tr><tr><td>水道</td><td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td><td style="text-align: center;">( 円 )</td></tr><tr><td>下水道</td><td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td><td style="text-align: center;">( 円 )</td></tr><tr><td><b>振替金額</b></td><td style="text-align: center;"><b>円</b></td><td style="text-align: center;"><b>( 円 )</b></td></tr></table> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">※( )内は、3%消費税等相当額です。</p>	口座振替日	年 月 日		使用期間	年 月 分	年 月 日～ 年 月 日	内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料	水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>	口座振替日	年 月 日		使用期間	年 月 分	年 月 日～ 年 月 日	内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料	水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>
水道番号																																																		
金融機関名																																																		
本支店名																																																		
口座種別		口座番号																																																
口座振替日	年 月 日																																																	
使用期間	年 月 分	年 月 日～ 年 月 日																																																
内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料																																																
水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																																
下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																																
<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>																																																
口座振替日	年 月 日																																																	
使用期間	年 月 分	年 月 日～ 年 月 日																																																
内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料																																																
水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																																
下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																																
<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>																																																



第 6 号様式

水道料金等口座振替依頼書

金融機関：  
支店：  
口座振替日：

発行日 年 月 日

次の振替金額を口座引落のうえ、  
川崎市上下水道局へ払い込み願います。

	振替依頼		振替不能		振替済		振替結果
取扱店	件	円	件	円	件	円	
取りまとめ店	件	円	件	円	件	円	

預金 種別	口座番号	名義人カナ	水道料金 下水道使用料	振替金額	水道番号 調定年月	請求書番号	振替 結果	備考

第 7 号様式 削除

第 8 号様式 削除

第 9 号様式

水道料金 下水道使用料		口座振替済みのお知らせ	
使用者名			
水道番号			
年 月分	年 月 日	～	年 月 日
振替年月日	年 月 日		
金融機関名			
本支店名			
口座種別		口座番号	
使用水量			㎡
水道料金 (うち消費税等別当額 税率 )		(	円 円)
下水道使用料 (うち消費税等別当額 税率 )		(	円 円)
<b>合計金額</b> (うち消費税等別当額 )		(	円 円)

上記の金額を、御指定の口座から振替させていただきました。  
川崎市上下水道局

<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">  </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">                 水道料金 口座振替済みのお知らせ                  下水道使用料             </div> <div style="border: 1px solid green; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid green; height: 50px;"></div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">                 水道料金 口座振替済みのお知らせ                  下水道使用料             </div> <p><b>使用者</b></p> <p><b>使用場所</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>水道番号</td><td></td></tr> <tr><td>金銭振替名</td><td></td></tr> <tr><td>本支店名</td><td></td></tr> <tr><td>口座種別</td><td>口座番号</td></tr> </table> <p><b>【定例分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td>口座振替日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>使用期間</td><td>年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr> <tr><td>内訳</td><td>使用水量/排出汚水量</td><td>料金/使用料</td></tr> <tr><td>水道</td><td>m<sup>3</sup></td><td>( 円 )</td></tr> <tr><td>下水道</td><td>m<sup>3</sup></td><td>( 円 )</td></tr> <tr><td><b>振替金額</b></td><td><b>円</b></td><td><b>( 円 )</b></td></tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※( )内は、3%消費税等相当額です。</p> <p><b>【精算分】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td>口座振替日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>使用期間</td><td>年 月 日 ~ 年 月 日</td></tr> <tr><td>内訳</td><td>使用水量/排出汚水量</td><td>料金/使用料</td></tr> <tr><td>水道</td><td>m<sup>3</sup></td><td>( 円 )</td></tr> <tr><td>下水道</td><td>m<sup>3</sup></td><td>( 円 )</td></tr> <tr><td><b>振替金額</b></td><td><b>円</b></td><td><b>( 円 )</b></td></tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※( )内は、3%消費税等相当額です。</p> <p>水道料金等を上記振替日に口座振替いたしましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日 発行 川崎市上下水道事業管理者</p>	水道番号		金銭振替名		本支店名		口座種別	口座番号	口座振替日	年 月 日	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料	水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>	口座振替日	年 月 日	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料	水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )	<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>	<p>—お知らせ—</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>
水道番号																																										
金銭振替名																																										
本支店名																																										
口座種別	口座番号																																									
口座振替日	年 月 日																																									
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																									
内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料																																								
水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																								
下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																								
<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>																																								
口座振替日	年 月 日																																									
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																									
内訳	使用水量/排出汚水量	料金/使用料																																								
水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																								
下水道	m <sup>3</sup>	( 円 )																																								
<b>振替金額</b>	<b>円</b>	<b>( 円 )</b>																																								

第11号様式

納入済通知書(口座振替集計分)

次のとおり収納したので通知します。(あて先)川崎市上下水道事業管理者

I 会計科目	
23	100115
金融機関コード	取りまとめ店コード
□ □ □ □	□ □ □
	年 月分
	□ □ , □ □
	振替件数
	□ □ , □ □ □ □ 件
	振替金額
	□ □ , □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 円

記入文字例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この納入済通知書は、直接機械で処理しますので、折ったり汚したりしないよう大切に取扱ってください。

川崎市上下水道局出納・収納取扱金融機関

(取りまとめ店→上下水道局)

収入科目	仮受収納金
収納日付印	